

事業主の皆様へ 大阪府と府内市町村からの重要なお知らせです。

大阪府と府内市町村では、

平成30年度から

原則として、すべての事業主の皆様を
特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの

特別徴収を徹底します。



大阪府
広報担当副知事
もずやん

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
特別徴収（給与から差し引き）が法律で義務付けられています。

※ 従業員には、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、4月1日
において給与の支払いを受けている方を含みます。

※ 一部の自治体では、先行して平成28年度から特別徴収義務者の指定を行っていきます。

特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、
毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に
代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。（地方税法第321条の4
及び各市町村の条例により定められています。）

特別徴収制度のしくみ



裏面もご覧ください

個人住民税の特別徴収に関するQ&A

Q 従業員にメリットはありますか？

- A ① 従業員一人ひとりが金融機関等へ納税に出向く手間を省けます。
 ② 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの負担が少なくなります。

(例)年税額 24 万円の場合 特別徴収 2 万円×12 回 普通徴収 6 万円×4 回

Q 事業所の事務手続きは？

A 所得税のように、税額の計算や年末調整をしていただく手間はありません。

個人住民税額の計算は市町村で行い、従業員ごとの税額を各市町村から事業主(給与支払者)に通知します。なお、従業員が常時 10 人未満の事業所は、市町村への申請により年 12 回の納期を年 2 回とすることができます(納期の特例)。

特別徴収の推進の取組みに関する問合せ先

大阪府財務部税務局徴収対策課 TEL 直通 06-6210-9123・代表 06-6941-0351 (内線 2186)

具体的な手続きに関する問合せ先 (各市町村個人住民税担当課)

	市町村名	担当課	電話番号		市町村名	担当課	電話番号	
い	池田市	課税課	072-752-1111	た	大東市	課税課	072-870-0418	
	泉大津市	税務課	0725-33-1131		高石市	税務課	072-265-1001	
	茨木市	市民税課	072-620-1614		忠岡町	税務課	0725-22-1122	
	泉佐野市	税務課	072-463-1212		田尻町	税務課	072-466-5003	
	和泉市	税務室市民税担当	0725-99-8108		太子町	税務グループ	0721-98-5517	
お	大阪市	船場法人市税事務所	06-4705-2932	ち	千早赤阪村	総務課(税務担当)	0721-72-0081	
	大阪狭山市	税務グループ	072-366-0011		と	豊中市	市民税課	06-6858-2525
か	貝塚市	課税課	072-433-7250	と	富田林市	課税課	0721-25-1000	
	河内長野市	税務課	0721-53-1111		豊能町	税務課	072-739-3417	
	柏原市	課税課	072-972-1501		ね	寝屋川市	税務室市民税担当	072-824-1181
	門真市	課税課	06-6902-5898	の		能勢町	住民課税務係	072-734-0153
	交野市	税務室(市民税係)	072-892-0121	は		羽曳野市	税務課	072-958-1111
	河南町	税務課	0721-93-2500		阪南市	税務課	072-471-5678	
き	岸和田市	市民税課	072-423-9417	ひ	枚方市	市民税課	072-841-1221	
く	熊取町	税務課	072-452-1005		東大阪市	市民税課	06-4309-3135	
さ	堺市	市民税管理課	072-228-7043	ふ	藤井寺市	税務課市民税担当	072-939-1060	
し	四條畷市	税務課	072-877-2121	ま	松原市	課税課	072-334-1550	
	島本町	税務課	075-962-5414		み	箕面市	税務課市民税室	072-724-6710
す	吹田市	市民税課	06-6384-1248	岬町		税務課	072-492-2752	
せ	摂津市	市民税課	06-6319-1990	も	守口市	課税課市民税係	06-6992-1456	
	泉南市	税務課	072-483-9031		や	八尾市	市民税課	072-924-3822
た	高槻市	市民税課	072-674-7132					

特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

(※市町村名を入力) 特別徴収

検索

給与支払報告書等の提出は、
 簡単・便利な電子申告を
 ご利用ください!

eLTAX

